気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年５月 15 日
国 土 交 通 省
気 象 庁

国土交通省気象庁では、令和８年３月 10 日（火）から４月９日（木）までの期間に、「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」のうち気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）の一部改正について意見の募集を行いました。

その結果、改正案の内容に関して、２件の御意見（ほか改正案に直接関係しない御意見１件）が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する気象庁の考え方を以下の通りまとめましたので公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見	御意見に対する気象庁の考え
1	新たな防災気象情報の名称、特に少なくとも危険警報については、省令で名称・定義・位置付けを明確に規定することを強く求める。	危険警報については、気象業務法上は警報であることから、省令において危険警報は定義いたしません。 具体の名称等は告示において公表予定です。
2	改正の内容についてはおおむね賛成である。 しかし、海外から日本国内の予報をする場合において、日本国内の法が適用できないという側面は改善していない。 予報業務許可制度ではなく、一定の予報業務の質が担保できる事業者を気象庁が推薦する制度を強く所望する。	本改正案に対する賛同の御意見として承ります。 日本国内に向けて気象等の予報業務を行う外国法人等は、気象業務法の対象となり、予報業務の許可の取得が必要となります。気象業務法に違反して、許可を取得せず予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、氏名等を公表できることとしています。 技術的な裏付けの無い予報が社会に広く流通した場合、社会に混乱や被害を招き、生活の安全・安心を損なうおそれがあるため、今後も、予報業務許可制度を適切に運営して参ります。